

## 主要地方道乗鞍公園線「路側崩壊」対策検討会設置要綱

### (設 置)

第1条 主要地方道乗鞍公園線「路側崩壊」の対策を検討するため「主要地方道乗鞍公園線「路側崩壊」対策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### (目 的)

第2条 検討会は、令和4年9月9日に確認した主要地方道乗鞍公園線「路側崩壊」について、調査及び対策工法等の検討を行うにあたり、必要な事項について審議し助言等を行うことを目的とする。

### (委員の構成等)

第3条 検討会は、別表1に掲げる専門委員及び行政委員により構成する。

2 委員は、検討会への出席が出来ない場合は、委員長を除き委員が指名する者を代理として出席させることができる。

### (委員長)

第4条 検討会には、委員の互選により委員長を置くものとする。

2 委員長は検討会を代表し会務を統括する。

3 委員長が検討会に出席できない場合には、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (検討会の運営)

第5条 検討会は、委員長が必要と認めるときにこれを招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、専門家等に対し、検討会への出席、意見聴取及び資料提出により専門的な見地からの意見を求めることができる。

### (事務局)

第6条 検討会の事務を処理するため、岐阜県高山土木事務所道路課に事務局を設置する。

### (委員の旅費等)

第7条 委員の内、専門委員については、検討会出席に係る旅費及び報償費を支弁するものとし、その額は、岐阜県職員等旅費条例(昭和32年10月1日条例第30号)、岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和31年12月7日規則第104号)に準ずる範囲内の額とする。

### (雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

別表1 第3条関係

主要地方道乗鞍公園線「路側崩壊」対策検討会 委員

役 職	所属・職名	氏 名	備 考
委 員	岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センター 教授	沢田 和秀	専門委員
委 員	岐阜大学工学部社会基盤工学科 教授	神谷 浩二	専門委員
委 員	(一社)岐阜県建設業協会	豊田 隆史	専門委員
委 員	(一社)岐阜県測量設計業協会	後藤 紫	専門委員
委 員	(一社)岐阜県建設コンサルタント協会	細江 育男	専門委員
委 員	(一社)全国特定法面保護協会 岐阜事務所	栗野 靖浩	専門委員
委 員	岐阜県地質調査業協会	古田 一彦	専門委員
委 員	高山市 建設部長	中垣内 一	行政委員
委 員	岐阜県 県土整備部技術検査課長	小原 到	行政委員
委 員	岐阜県 県土整備部道路維持課長	戸田 健吾	行政委員
委 員	岐阜県 高山土木事務所長	林 誠	行政委員

第6条関係

主要地方道乗鞍公園線「路側崩壊」対策検討会 事務局

岐阜県高山土木事務所道路課 (岐阜県県土整備部道路維持課)
----------------------------------